

# なくそう! 望まない受動喫煙



## マナーからルールへ

改正された健康増進法が、令和元年7月1日から一部施行、  
令和2年4月1日から全面施行されます。

▶ 問合せ 保健センター ☎ 72-2500

### 病院・学校

学校・児童福祉施設  
病院・診療所  
行政機関の庁舎等

令和元年7月1日から  
「敷地内禁煙」です

### 飲食店

既存の経営規模の  
小さな飲食店への  
経過措置あり

令和2年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です

### オフィス・事業等

左記以外の  
すべての施設

令和2年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です

## 町の取り組み

7月1日より、下記施設において受動喫煙防止のため「敷地内禁煙」となります。

|          |         |            |
|----------|---------|------------|
| 武豊町役場    | 保健センター★ | 子育て支援センター★ |
| 富貴支所     | 児童館★    | 小・中学校★     |
| 思いやりセンター | 保健センター★ | 保育園★       |

★既に実施済み

武豊町役場では屋外に喫煙所(※)を設けます。  
※敷地内禁煙の場所であっても、国の基準を満たす  
喫煙所を屋外に設置することが認められています

令和2年4月1日以降、上記以外の公共施設に  
おいても受動喫煙防止のための対策を行います。  
ルールを守って、みんなが  
気持ちよく過ごせるまち  
づくりにご協力ください。



### 町内施設標識(イメージ)



## 周りの人に配慮し、受動喫煙を防止しましょう

### 保育園や学校、病院等の 周辺施設では…

受動喫煙による健康影響が大きい子ども  
や、患者が多く利用されます。  
周辺施設であってもタバコの  
煙への配慮が必要です。



### 多くの人を利用する施設の 出入口付近では…

施設を利用する人が、タバ  
コの煙を吸い込むことがない  
よう、喫煙しないようにしま  
しょう。

